

令和7年度

自治会・町内会へのお知らせ



- 自治会・町内会について
- 市の主な助成制度
- 自治会・町内会等の法人化
- 市から自治会・町内会等への依頼予定事務
- 市などの主な自治会・町内会等の活動関連窓口
- その他の連絡先

いわき市

自治会の運営等について困り事などございましたら
地域振興課へお気軽にご相談ください

☎ 0246-22-7414

まえがき

このお知らせは、市から自治会・町内会等への主な助成制度及び自治会・町内会等の活動関連窓口等を掲載し、今後の自治会・町内会等の活動に役立てていただくために作成したものです。

この冊子が、広く皆様に御活用いただければ幸いです。

目 次

1	自治会、町内会について	1
2	市の主な助成制度一覧	2
3	市の主な助成制度概要	4
4	自治会・町内会等の法人化	12
5	市から自治会・町内会等への依頼予定事務	13
6	市の主な自治会、町内会等の活動関連窓口	15
7	その他の連絡先	19

自治会・町内会でご活用いただくため、「地域コミュニティ団体の会計処理の手引き」をご用意しております。（平成23年4月発行）

手引きを希望される場合は、本庁舎1階の地域振興課または各支所までお立ち寄りください。

また、いわき市ホームページにも掲載されております。

※ 掲載ページ

【いわき市ホームページ（トップページ）＞くらし・手続き＞まちづくり＞地域コミュニティ・ボランティア＞自治会・町内会等へのお知らせ】

※QRコードからご覧いただけます。



1 自治会、町内会について

自治会・町内会は、地域住民の皆さんによって自主的に組織された住民自治組織です。日常的な交流等を通じて連帯感を培い、地域の課題を自分たちの手で解決し、豊かな地域づくりを進めるため、様々な活動を行っています。

自治会・町内会の果たす役割

自治会等は、一定の区域を単位として、地域の皆様の自由な意思によって結成され、地域の身近な問題を解決するための活動の基盤であると同時に、暮らしの中の不安を安心に変えることができる住民同士の支え合いや助け合い、人と人とのつながりなど、住みよい『まち』をつくっていくための暮らしのパートナーです。

そのために、自治会等は、域内での生活上の諸問題や防犯灯などの身近な環境の整備・管理、あるいは公園や区域内の清掃・美化・防災・防犯活動、さらには、季節のお祭りや運動会、高齢者等の見守り、地域の伝統芸能の継承、新年会など、地域の方々との交流・相互扶助・親睦等を目的としたさまざまな活動を行っていますが、住民同士のふれ合いや地域の連帯感は、行政が主体となって築かれるものではなく、こうした生活環境の整備活動や諸行事によって築かれるものであり、住民の皆様が真に住みよいまちをつくっていくために、自治会等が担う役割はとても大きいのです。

市の取組み

人口減少や少子・高齢化など、社会環境が大きく変化する中、防災や高齢者・子どもの見守りなど、自治会等が果たす役割は大きく、市としましては、住民主体のまちづくりを進めていくうえで欠かすことのできない、大切なパートナーと位置付けています。

そのため、現在、自治会等の各種活動に係る助成のほか、活動拠点である地域集会施設の新築や修繕等に係る費用の補助などの財政面での支援を行っています。

また、自治会等の活動に役立つ助成制度や運営についての手引の配布を行い、自治会等の組織力の強化に努めています。

さらには、集合住宅入居者の加入促進を図るため、市内の不動産関連団体に対し、加入促進チラシの配布等について協力要請を行っています。

今後も、自治会等へのこれらの支援を継続するとともに、地域コミュニティが健全に維持されるよう、着実に支援していきます。

2 市の主な助成制度一覧

※ 各事業の概要は、ご案内している頁でご確認ください。

(1) 環境美化

	助成事業等の名称	助成の対象等	担当部署	頁
①	クリンピー応援隊	自主的な美化活動に 清掃用具を支給	生活環境部 資源循環推進課	4
②	いわき市不法投棄防止地域活動支援 事業	不法投棄防止活動に 要する資材等の交付	生活環境部 廃棄物対策課	4
③	犬のふん害防止看板配付事業	犬のふん害防止看板 を無料で配付	保健所 生活衛生課	4
④	自治会等による街区公園等の維持管 理に関する報償金交付制度	市の街区公園等の維 持管理に対する報償	都市建設部 公園緑地課	4
⑤	いわき市共に創る道づくり事業	自治会等と協働で市 道を整備・維持補修	土木部 維持保全課	5
⑥	いわき市私道整備事業補助金	私道の舗装や側溝等 の整備を補助	土木部 維持保全課 用地管理担当	5
⑦	いわき市河川敷等美化活動除草機械 貸出事業	除草機械を無料で貸 出	土木部 土木政策課 河川政策担当	5

(2) 防犯・防災

	助成事業等の名称	助成の対象等	担当部署	頁
①	エンジョイ・パトロール事業	自主的な防犯パトロ ール活動に防犯用品 を貸与	市民協働部 生活安全課	6
②	いわき市防犯灯設置補助	防犯灯設置の補助	市民協働部 生活安全課	6
③	いわき市防犯カメラ設置支援モデル 事業補助金	防犯カメラ設置の補 助	市民協働部 生活安全課	6
④	いわき市自主防災組織資材補助金	資材等の購入費用の 補助	危機管理部 災害対策課	6

(3) 地域交流

	助成事業等の名称	助成の対象等	担当部署	頁
①	いわき市ちびっこ広場設置・整備費 補助金	屋外遊び場の遊具等 設置を補助	こどもみらい部 こども支援課	7
②	いわき市シルバーにこにこふれあい 事業補助金	高齢者向けスポーツ 用具の整備費用等の 補助	保健福祉部 高齢福祉課	7
③	いわき市地域集会施設整備費補助金	集会所の新築・修繕 等の補助	市民協働部 地域振興課	8

(4) 地域の課題解決に向けて

	助成事業等の名称	助成の対象等	担当部署	頁
①	自治会活性化応援モデル事業補助金	自治会活性化につながる各種事業の補助	市民協働部 地域振興課	9
②	小さな拠点形成支援事業	中山間地域のための補助	市民協働部 地域振興課	1 0
③	いわき市地域共生社会まちづくり事業	福祉の増進に資する事業の補助	保健福祉部 地域包括ケア推進課	1 0

(5) 活動中の事故に備えて

	助成事業等の名称	助成の対象等	担当部署	頁
①	いわき市市民公益活動災害補償保険制度	ボランティア保険	市民協働部 地域振興課	1 1

(6) その他

	助成事業等の名称	助成の対象等	担当部署	頁
①	所有者のいない猫不妊去勢手術費助成事業	所有者不明の猫の不妊去勢手術費を補助	保健所 生活衛生課	1 1

3 市の主な助成制度概要

(1) 環境美化

道路や公園などの清掃活動を行い、花を植えるなど、美しく住みよいまちづくりを進めるために以下の制度が利用できます。

① クリンピー応援隊（自主的な美化活動支援制度）

自治会、市民サークル等の団体・個人が行う道路や公園など、公共の場所の美化活動に対し、清掃用具を支給します。

○ 活動内容

年間を通じて（概ね3ヶ月に1回以上）定期的を実施する美化活動であること

○ 支給する清掃用具

ごみ袋、ごみばさみ、軍手、ゴム手袋、ほうき及び竹ほうき等

○ 受付窓口 資源循環推進課（TEL 22-7559）又は各支所（連絡先は19頁参照）

② いわき市不法投棄防止地域活動支援事業

市内において不法投棄防止のための活動を行う団体等に対し、当該活動の用に供する資材等を交付します。

○ 交付する資材

不法投棄防止啓発看板、ロープ、チェーン、立入禁止テープ、ロープ杭、ネット、ダミー鳥居、草刈機（※貸出し）、ダミー監視カメラ、センサーライト

○ 受付窓口 廃棄物対策課（TEL 22-7439）又は各支所（連絡先は19頁参照）

③ 犬のふん害防止看板配付事業

散歩中の飼い犬のふんを、飼い主が適正に処理することを啓発するため、「犬のふん害防止看板」を無料で配付します。

○ 受付窓口 保健所生活衛生課（TEL 27-8592）又は好間支所を除く各支所 （連絡先は19頁参照）

④ 自治会等による街区公園等の維持管理に関する報償金交付制度

市が管理する街区公園等の維持管理を自発的に行う自治会や子供会等の団体に対し、報償金を交付します。

○ 報償金額

当該公園面積（1㎡未満切捨て）に5円を乗じて得た額に7,000円を加えて得た額

○ 最高限度額 4万円

○ 受付窓口 公園緑地課（TEL 22-7518）

⑤ いわき市共に創る道づくり事業

自治会等が自ら行う市道の整備や維持補修に対し、必要な原材料、製品等の支給及び機械や器具等の貸出しとともに技術的支援を行い、自治会等との協働で市道の簡易な整備や維持補修を行います。

○ 対象工事の種類等

対象工事の種類	採択要件	負担限度額
・ コンクリートを使った簡易な舗装工事（舗装幅が2m未満であること） ・ 道路側溝の敷設等の排水施設工事 ・ その他市長が認める簡易な整備や維持補修工事	・ 本事業の実施について、利用者や団体で合意されたものであること ・ 用地の取得や移転物件の補償がないこと ・ 建設機械等の操作は有資格者が行うこと	1団体あたり 100万円

※ 事前に相談が必要となります。（相談受付期間 例年5月～7月末まで）

○ 受付窓口 維持保全課（TEL 22-7495）又は各支所経済土木課（連絡先は20頁参照）

⑥ いわき市私道整備事業補助金

一定の条件を満たす私道について、舗装や側溝などの整備に要する経費に対し、補助金を交付します。

○ 補助事業の概要

対象私道	補助対象事業の内容	補助率	補助限度額
・ 平成6年3月31日以前に築造されたものであること。 ・ 幅員が2m以上で、延長が30m以上であること。 ・ 概ね5戸以上の家屋が接続しかつ、当該家屋の住民が現に利用していること。	・ 未舗装の対象私道を舗装する事業 ・ 対象私道の舗装を補修（部分補修を除く）する事業 ・ 対象私道に付随する排水施設を新たに設置し、又は改築する事業	市街化区域内 60%以内	120万円
		市街化区域外 40%以内	

○ 受付窓口 維持保全課用地管理担当（TEL 22-7494）又は各支所経済土木課（連絡先は20頁参照）

⑦ いわき市河川敷等美化活動除草機械貸出事業

河川敷等の公共施設の草刈作業を行う市民団体等に対し、除草機械を無料（除草機械の運搬及び燃料費は利用者負担）で貸出します。

○ 貸出機械

肩掛け式草刈り機、バリカン式草刈機、手押式草刈機、自走式（リモコン式）草刈機

○ 受付窓口 土木政策課河川政策担当（TEL 22-7492）

(2) 防犯・防災

防犯パトロールや防犯灯の設置など日々の見守りや災害に備えるために、以下の制度が利用できます。

① エンジョイ・パトロール事業

地域住民の防犯意識の高揚と犯罪防止を図ることを目的に、趣味や健康のために行っている散歩やジョギングに併せて防犯パトロール活動を行う方を対象として、防犯用品を貸与しています。

- 登録要件
市内に居住、通勤または通学している 18 歳以上で、おおむね月 1 回活動できる方
- 貸与物品
帽子、腕章、蛍光ベスト、マグネットシート
- 受付窓口
生活安全課（TEL 22-1152）

② いわき市防犯灯設置補助

自治会や町内会等に対し、防犯灯の設置を補助します。

- 補助対象器具
LED 防犯灯
- 受付窓口
生活安全課（TEL 22-1152）又は各支所（連絡先は 19 頁参照）

③ いわき市防犯カメラ設置支援モデル事業補助金

自治会や町内会等が行う防犯カメラの設置に対し、補助金を交付します。

※令和 7 年度設置分の申し込みは終了しました。

- 受付窓口
生活安全課（TEL 22-1152）

④ いわき市自主防災組織資材補助金

自治会、町内会等又は行政嘱託区が自主防災組織を設立した際、又は大規模災害により市の補助を受けて備蓄した資材が滅失した際に、世帯数に応じて、資材等の購入費用に対し補助金を交付します。

○ 補助対象経費

＜自主防災組織の加入世帯数に応じ、次の表の資材の購入に要する経費＞

資材 世帯数	ヘルメ ット (個)	電池メ ガホン (個)	タンカ (個)	テント (張)	ロープ (巻)	のこ ぎり (丁)	おの (丁)	ジャッ キ (台)	安全 誘導灯 (本)
100 未満	10	2	1	1	1	2	2	1	1
100 以上 300 未満	30	5	2	1					
300 以上 600 未満	60	10	4	2					
600 以上	90	15	6	3					

- 補助率
100/100 以内で市長が定める率
- 受付窓口
災害対策課（TEL 22-1153）又は各支所（連絡先は 19 頁参照）

(3) 地域交流

地域の親睦を深めるために、さまざまな行事を行い、ふれあいのあるまちづくりを進めるために以下の制度が利用できます。

① いわき市ちびっこ広場設置・整備費補助金

自治会、町内会又は子供会等が、自主的に空地等を確保した屋外の遊び場に遊具等を設置することに対し、補助金を交付します。

○ 補助金の種類、交付基準額及び補助限度額等

補助金の種類	補助区分	交付基準額		補助率	補助限度額
(1) 広場設置 事業費補助金	ア 広場設置費	実支出額と 45 万円を比較して、いずれか低い方の額とする。ただし、車止め、安全柵又はフェンス等の危険防止施設費を除く。		4 / 5 以内	36 万円
	イ 危険防止施設 整備費	実支出額と次の広場規模別基準額を比較して、いずれか低い方の額とする。			
		(広場面積)	(基準額)		
		330 m ² 未満	5 万円	10 / 10 以内	5 万円
		330 m ² 以上 661 m ² 未満	10 万円	〃	10 万円
		661 m ² 以上	15 万円	〃	15 万円
(2) 広場整備 事業費補助金	ア 広場整備費	実支出額と 30 万円を比較して、いずれか低い方の額とする。ただし、車止め、安全柵又はフェンス等の危険防止施設費を除く。		2 / 3 以内	20 万円
	イ 危険防止施設 整備費	実支出額と次の広場規模別基準額を比較して、いずれか低い方の額とする。			
		(広場面積)	(基準額)		
		330 m ² 未満	2.5 万円	10 / 10 以内	2.5 万円
		330 m ² 以上 661 m ² 未満	5 万円	〃	5 万円
		661 m ² 以上	7.5 万円	〃	7.5 万円

○ 受付窓口 こども支援課 (TEL 22-7454)

② いわき市シルバーにこにこふれあい事業補助金

高齢者の生きがいづくり推進等を目的として実施する高齢者向けスポーツ用のコート及び用具の整備等に対し、補助金を交付します。

○ 補助対象経費

ゲートボールコートの整備費用、ペタンク、ターゲット・バードゴルフその他の高齢者向けスポーツ用具の整備費用

○ 受付窓口 高齢福祉課 (TEL 22-7453)

③ いわき市地域集会施設整備補助金

自治会、町内会等が行う集会施設の建築・修繕に対し補助金を交付します。

○ 補助対象経費及び補助対象外経費

補助対象経費	補助対象外経費
自治会等が集会施設の新築又は増築を行うときに要する次に掲げる経費 (1) 主体工事費（建物の基礎、く体、屋根、造作及び仕上げ部分に係る工事費） (2) 附帯工事費（電気、ガス、給排水及び衛生設備等に係る工事費）	(1) 既存の集会施設の解体又は移転に要する経費 (2) 門、柵、塀又は植樹等の工事に要する経費 (3) 管理人等の居住の用に供する部分の工事に要する経費 (4) 備品類の購入又は修理に要する経費 (5) 畳の表替え又は破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水器、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する経費
自治会等が行う集会施設の床、壁、屋根又は庇等の構造部その他市長が必要と認める修繕に要する経費（その額が10万円未満の場合を除く）	

○ 補助金額及び補助限度等（地域世帯数による）

区分	補助金の額	補助限度面積		補助限度額
		地域世帯数	延べ面積	
新築 または 増築	延べ面積（補助限度面積を超えたときは、補助限度面積）1平方メートル当たり13万円として算出した額の2分の1以内の額とする。ただし、1平方メートル当たり13万円に満たない場合は、その額の2分の1以内の額とする。	200世帯未満	100㎡	650万円
		200世帯以上 300世帯未満	116㎡	754万円
		300世帯以上 400世帯未満	133㎡	864万5,000円
		400世帯以上 500世帯未満	149㎡	968万5,000円
		500世帯以上	166㎡	1,079万円
		増築する場合の補助面積は、補助限度面積の2分の1以内の面積とする。		
修繕	100万円を限度として補助対象経費の2分の1以内の額とする。			

※ 地域世帯数は、申請した日の属する月の初日の現在の住民基本台帳により算出

○ 受付窓口 地域振興課（TEL 22-7414）

(4) 課題解決

まちづくりや地域が抱えるさまざまな課題について解決するために、以下の制度が利用できます。

① 自治会活性化応援モデル事業補助金

自治会・町内会が主体的に行う、公共性、公益性の高い活動に対し、補助金を交付します。

○ 補助対象事業及び補助率等

補助対象事業の内容	補助率	補助 限度額	補助対象経費
地域の伝統・文化、郷土芸能、スポーツの振興を通して地域づくりを図るための事業	9 / 10 以内	50 万円	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、賄材料費、通信運搬費、手数料、広告料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料・賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金など
安全・安心な地域づくりを図るための事業			
保健、医療又は福祉の推進を通して地域づくりを図るための事業			
地域の生活環境改善、景観づくり、自然環境保全を図るための事業			
子どもの健全育成の推進を通して地域づくりを図るための事業			
地域の特性を生かした産業振興を図るための事業			
自治会等の加入促進を図るための事業			
その他地域の課題解決又は地域活性化を図るための事業 ・ 補助金交付決定日から令和8年3月31日までに実施される事業であること。 ・ いわき市内で事業効果が生じる事業であること。			

○ 受付窓口 地域振興課（TEL 22-7414）又は各支所（連絡先は19頁参照）

② 小さな拠点形成支援事業

人口減少や高齢化が著しい中山間地域における、日常生活に必要な施設・機能や地域活動を行う場所づくりや計画策定に必要な経費の一部を助成します。

○ 補助対象者及び補助対象地域等

補助対象者	小さな拠点の形成・運営を行う団体等
補助対象地域	中山間地域 ※地域振興課へご確認ください。
補助率	補助対象経費の範囲内
補助限度額	小さな拠点づくり事業 5,000千円（3年間累計） ※「小さな拠点づくり計画」に基づく事業である必要があります。当該計画の策定については、地域振興課へご相談ください。
助成回数	1回（3年以内に継続する場合は、3回以内）
対象経費	事業実施に直接必要とされる経費 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、工事請負費、その他市長が必要と認める経費 ※ただし、工事請負費及び備品購入費（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品）については2/3以内とする。

○ 受付窓口 地域振興課（Tel 22-7415）

③ いわき市地域共生社会まちづくり事業

地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がい者、子ども等の福祉の増進に資する取組みのうち、地域福祉課題に対応することを目的とし、今後の模範となる活動について、事業費の一部を補助します。

○ 補助対象事業

- (1) 介護予防及び福祉活動に関する活動、又は居場所づくりに関する活動
- (2) ICT等を活用した地域共生社会の実現に資する活動
- (3) 地域共生社会の実現に資する活動の普及啓発に関する活動
- (4) その他高齢者、障がい者、子ども等の福祉の増進を目的とした取組みであり、地域共生社会の実現に資するものとして必要と認められる活動

○ 補助の種類

メニュー	補助率	補助限度額	補助対象経費
ソフト	1/2以内	100万円	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費など
ハード	3/4以内	500万円	燃料費、委託料、賃借料、工事請負費、原材料費、車両購入費・改造費など

○ その他

募集期間を設定しているため、申請を検討する際には事前にご相談ください。

○ 受付窓口 地域包括ケア推進課（Tel 27-8574）

(5) 活動中の事故に備えて

地域でボランティア活動を行う場合、万一の事故に備えて以下の制度が利用できます。

① いわき市市民公益活動災害補償保険制度（ボランティア保険）

自治会、市民サークル等の団体・個人がボランティア活動を行う場合、活動中の事故に対し見舞金を支給します。

○ 対象者及び補償の内容等

対象者	対象となる活動	補償の内容
・ ボランティア活動を行ういわき市民及び活動の本拠がいわき市内にある方 ・ いわき市内で行われるボランティア活動に参加するいわき市外の方	次の内容をすべて満たしている活動 ・ 自発的で公益性のあること ・ 計画的に行われていること ・ 無報酬で行われていること ・ 日本国内における活動であること ・ 政治上の主義の推進や宗教の教義の普及を目的としないこと ・ 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと	【障害保険】 入院 …1,500 円／日 通院 …1,000 円／日 死亡・後遺障害…200 万円 【賠償責任保険】 身体賠償 …1 人 5,000 万円、一事故 5 億円まで 財物賠償 …一事故 1,000 万円まで

○ 受付窓口 地域振興課（Tel 22-7414）又は各支所（連絡先は 19 頁参照）

※詳しくは、いわき市のホームページに掲載しております。

(6) その他

(1)～(5)でご案内した制度以外についてご案内します。

① 所有者のいない猫不妊去勢手術費助成事業

所有者のいない猫のみだりな繁殖による市民の財産及び環境に対する侵害を防止し、動物愛護の精神を醸成するため、所有者のいない猫の不妊去勢手術に要する費用の一部を助成します。

○ 対象者 事前に市に登録を受けた 3 名以上の団体

○ 助成金の上限額

（1 頭当たり）雄 3,000 円・雌 4,000 円

○ 受付窓口 保健所生活衛生課（Tel 27-8592）

4 自治会、町内会等の法人化（建物等を所有するため）

従来、自治会・町内会等（以下「自治会等」という。）は、「任意団体」、「権利能力なき社団」と位置付けられ、自治会等で所有する不動産等の資産を団体名義で登記できませんでした。このため、代表者等の個人名義または複数の住民などの共有名義で登記がなされていたことから、名義人の転居や死亡などにより、名義変更や相続などでトラブルが発生するなど様々な問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、自治会等の地縁による団体（以下「地縁団体」という。）が一定の要件を満たし、市長の認可を受けることで法人格を取得することが可能となり、所有する不動産を団体名義で登記できるようになりました。

この法人格を得られた地縁団体を「認可地縁団体」といいます。

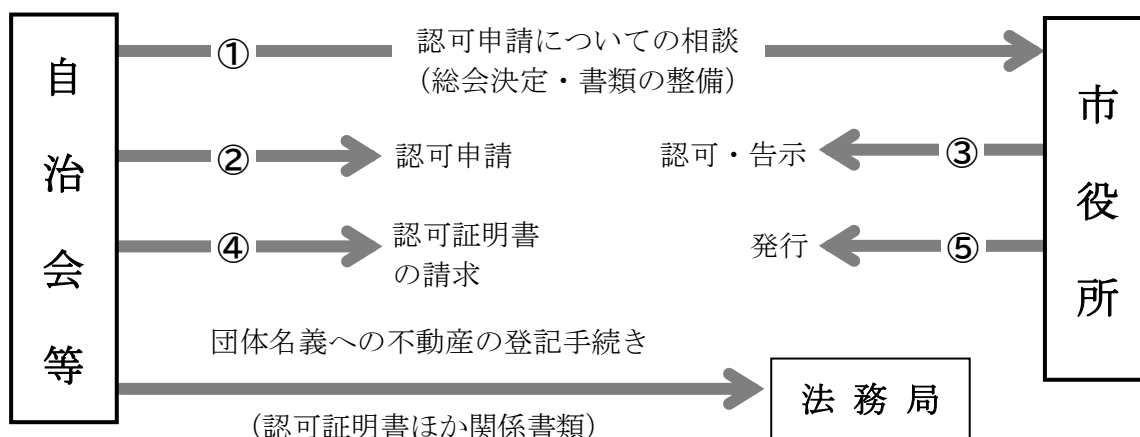
なお、令和3年11月からは不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば、市長の認可を受けることができるようになりました。

また、令和5年4月から、認可地縁団体は、総会の議決により同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

この手引きは、自治会等が法人格を有して地域的な共同活動を円滑に行うための法人化の方法を掲載し、今後の自治会等の活動に役立てていただくために作成したものですので、ご活用ください。

※申請方法や様式等については、いわき市のホームページをご覧ください。

<地縁団体の認可及び不動産登記までの手続き>



認可地縁団体で収益事業を行う場合には、法人税（国税）、法人住民税（県・市）等が課税されます。収益事業を行わない場合には、法人税は非課税、法人住民税は県と市それぞれに均等割申告書と減免申請書を提出することで減免されます。毎年3月中に代表者に書類を送付いたしますので、4月下旬までに提出をお願いします。

なお、新たに認可された団体や代表者が変更になった場合は届け出が必要になります。詳しくは市民税課へご相談ください。

5 市等から自治会・町内会等への依頼予定事務

※ 参考に、毎年度、市等から自治会・町内会等へお願いする募金等の依頼時期の目安について掲載しています。

(1) 主な依頼一覧

月	表題	依頼内容	担当部署
4	いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動会議の開催について	実施計画等を協議するための会議出席依頼	資源循環推進課 各支所
	防犯灯の設置補助について	設置要望箇所の取りまとめ及び補助金申請書の作成等	生活安全課 各支所
	赤十字社員増強運動並びに社費のとりまとめについて	社費（募金）の取りまとめ	各地区保健福祉センター 各支所
	公園維持管理状況及び公園愛護会代表者変更等の報告について	前年度の活動実績に基づき報償金を支払うため、その活動状況報告書の提出を依頼。また、代表者、振込口座に変更が生じた場合には、各種変更届の提出を併せて依頼	公園緑地課
	民生委員・児童委員のなり手確保への協力について	各地区行政嘱託員協議会総会等の機会を通して、民生委員・児童委員のなり手確保に向けた協力を依頼	各地区保健福祉センター 各支所
5	いわき市地域集会施設整備費補助金の募集について	地区所有集会所の修繕を希望する自治会の募集	地域振興課
	いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動の実施計画書の提出について	地区内の取りまとめ及び実施計画書の提出	資源循環推進課 各支所
	松くい虫防除事業（薬剤散布）実施地区への日程周知について	松くい虫防除事業による薬剤散布にあたり、被害防止のため実施地区への日程周知回覧を依頼	林業振興課
	各水系河川改良促進期成同盟会総会の開催について	各水系（夏井川、鮫川、仁井田川、藤原川、大久川）河川改良促進期成同盟会総会の開催について案内	土木政策課 河川政策担当、 勿来、常磐、四倉、久之浜・大久支所
6	いわき市青少年育成市民会議各地区推進協議会各支部総会開催について	青少年育成市民会議各支部の総会開催の連絡	各公民館
	青少年育成市民会議等の会費・協賛金について	会費・協賛金の取りまとめ	各公民館

月	表題	依頼内容	担当部署
7	社会を明るくする運動協賛金について	協賛金（募金）の取りまとめ	各地区保健福祉センター 各支所
	「いわき市防災士養成講座」の受講者募集について	受講者の推薦依頼（各組織1名）	危機管理課
8	ため池等の洪水時における水位調節及び地震・大雨時の点検について	防災重点農業用ため池の「大雨特別警報が発表」又は「震度5弱以上の地震が発生（一部のため池は震度4）」に緊急点検を行い報告することと、ため池の洪水調節の依頼	農林土木課
	農業用水利施設（ため池・頭首工）の点検及び管理者の報告について	ため池、頭首工の利用状況及び管理者報告書の提出及び講習会実施の要望について依頼	農林土木課
	公民館まつり	まつりの振興及び協力依頼	各公民館
9	行政嘱託区世帯数等の調査について	10月1日現在の世帯数等の調査	地域振興課 各支所
	いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動の実施計画書の提出について	地区内の取りまとめ及び実施計画書の提出	資源循環推進課 各支所
1	市民交通災害共済加入手続きについて	翌年度の市民交通災害共済の加入について、地区での広報及び取りまとめ	生活安全課 各支所
2	行政嘱託員の変更及び行政嘱託区世帯数等の調査について	行政嘱託員の変更に伴う書類の作成及び4月1日現在の世帯数等の調査	地域振興課 各支所
	行政嘱託員報償費等の支給について	隣組長・班長に対し事務費の支給及び領収一覧表の提出について依頼	地域振興課 各支所
3	自主防災会実績報告書及び年間計画書の提出について	年間実績報告書、年間活動計画書の提出及び自主防災組織の規約や役員等に変更があった場合、内容の報告について依頼	災害対策課
	いわき市青少年育成市民会議各地区推進協議会各支部役員会の開催について	青少年育成市民会議各支部役員会開催の連絡	各公民館

※各支所＝地区保健福祉センターのない支所

6 市の主な自治会、町内会等の活動関連窓口

※ ここには主な窓口を掲載しましたが、支所等で行っている事務は一部の場合がありますので、詳細につきましては、各担当窓口へお問い合わせくださるようお願いいたします。

(1) コミュニティ活動・行政嘱託員関係等

● 自治会、町内会及びコミュニティ活動に関すること

市民協働部地域振興課 TEL 22-7414
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● 行政嘱託員に関すること

市民協働部地域振興課 TEL 22-7414
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● 陳情、要望及び市民相談等に関すること

総合政策部広報広聴課 TEL 22-7438
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● 民生委員、児童委員に関すること

保健福祉部保健福祉課 TEL 22-7452
各地区保健福祉センター
又は小名浜・勿来・常磐・内郷・四倉・小川を除く支所の市民福祉係

● 保健委員に関すること

保健所総務課 TEL 27-8555
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

(2) 災害・防災関係等

● 自主防災組織に関すること

危機管理部災害対策課 TEL 22-1153

● 土砂災害警戒区域の指定に関すること

危機管理部災害対策課 TEL 22-1153

● 土砂災害危険箇所に関すること

土木部土木政策課河川政策担当 TEL 22-7492
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）

● 水防対策に関すること

土木部土木政策課河川政策担当 TEL 22-7492
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）

● 原子力防災に関すること

危機管理部危機管理課 TEL 22-1204

(3) 交通安全・ボランティア・多文化共生関係等

● 交通安全（市民交通災害共済）及び防犯活動に関すること

市民協働部生活安全課 TEL 22-1152
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● 市民公益活動（ボランティア）に関すること

市民協働部地域振興課 TEL 22-7414
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● 市内居住外国人など多文化共生に関すること

市民協働部男女共同・多文化共生センター TEL 41-9201

(4) ごみ・空き家関係等

● ボランティア清掃に関すること

生活環境部資源循環推進課 TEL 22-7559
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● ごみの収集に関すること

生活環境部清掃管理事務所 TEL 56-7963
又は平地区は生活環境部資源循環推進課、
その他の地区は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● ごみ集積所の設置、変更、廃止に関すること

平地区は 生活環境部資源循環推進課 TEL 22-7559
その他の地区は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● 不法投棄に関すること

生活環境部廃棄物対策課 TEL 22-7439
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● 空き家に関すること

都市建設部住まい政策課 TEL 22-7593

(5) 健康・スポーツ・観光・文化関係等

● 健康づくりの推進に関すること

保健福祉部健康づくり推進課 TEL 22-7442

● スポーツに関すること

観光文化スポーツ部スポーツ振興課 TEL 22-7553

● 観光客の誘致、観光資源の整備など観光振興に関すること

観光文化スポーツ部観光振興課 TEL 22-1292

● 文化財の保護及び郷土芸能の保存に関すること

観光文化スポーツ部文化振興課 TEL 22-7546

● こころの健康及びひきこもり相談に関すること

保健所地域保健課 TEL 27-8557
又は各地区保健福祉センター

(6) 青少年・生涯学習関係等

● 青少年健全育成に関すること

教育委員会事務局生涯学習課 TEL 22-7558

● 市役所出前講座など生涯学習に関すること

教育委員会事務局生涯学習課 TEL 22-7556

(7) 社会福祉関係等

● 社会を明るくする運動、日本赤十字事業に関すること

保健福祉部保健福祉課 TEL 22-7451
各地区保健福祉センター
又は小名浜・勿来・常磐・内郷・四倉・小川を除く支所の市民福祉係

● つどいの場の運営、住民支え合い活動に関すること

保健福祉部地域包括ケア推進課	TEL 27-8574
(各地区社会福祉協議会)	
いわき市社会福祉協議会平地区協議会	TEL 22-6441
いわき市社会福祉協議会小名浜地区協議会	TEL 54-2111
いわき市社会福祉協議会勿来地区協議会	TEL 63-2111
いわき市社会福祉協議会田人地区協議会	TEL 69-2111
いわき市社会福祉協議会常磐地区協議会	TEL 43-2111
いわき市社会福祉協議会遠野地区協議会	TEL 89-2111
いわき市社会福祉協議会内郷地区協議会	TEL 27-8707
いわき市社会福祉協議会好間地区協議会	TEL 36-2221
いわき市社会福祉協議会三和地区協議会	TEL 86-2111
いわき市社会福祉協議会四倉地区協議会	TEL 32-2114
いわき市社会福祉協議会久之浜・大久地区協議会	TEL 82-2111
いわき市社会福祉協議会小川地区協議会	TEL 83-1111
いわき市社会福祉協議会川前地区協議会	TEL 84-2111

(8) 商業関係等

● 商業の振興に関すること

産業振興部産業チャレンジ課	TEL 22-7476
---------------	-------------

(9) 土木関係等

● 市道、河川の陳情・要望に関すること

土木部土木政策課	TEL 22-7482
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）	

● 市道、河川及び排水路の維持管理に関すること

土木部維持保全課	TEL 22-7495
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）	

● 市道、河川及び排水路の占用許可申請等に関すること

土木部維持保全課用地管理担当	TEL 22-7494
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）	

● 市道、河川及び排水路の工事にに関すること

土木部建設事業課	TEL 22-7404
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）	

(10) 交通・公園関係等

● 公共交通による移動手段の確保に関すること

都市建設部公共交通課	TEL 22-1120
------------	-------------

● 公園及び緑地の管理・緑の保護及び育成に関すること

都市建設部公園緑地課	TEL 22-7518
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）	

(11) 緑化・林道・農道・農地関係等

● 緑化推進に関すること

農林水産部林業振興課 TEL 22-7474
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）

● 林道に関すること

農林水産部農林土木課 TEL 22-1287
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）

● 農道及び農業用施設（用排水路、ため池等）の整備及び管理に関すること

農林水産部農林土木課 TEL 22-1149
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各経済土木課）

● 農地の権利移動及び転用に関すること

農業委員会事務局 TEL 22-7578

(12) 税関係等

● 法人市民税の減免に関すること

財政部市民税課 TEL 22-7428

● 固定資産税に関すること

財政部資産税課 TEL 22-7430～7434
又は各税務事務所、遠野、小川、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久支所

(13) 動物関係等

● 野生鳥獣の捕獲等許可に関すること

生活環境部環境企画課 TEL 22-7441
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

● 動物の愛護、管理及び狂犬病予防（畜犬登録）に関すること

保健所生活衛生課 TEL 27-8592

(14) 選挙関係等

● 選挙に関すること

選挙管理委員会事務局 TEL 22-7532
又は各支所（小名浜、勿来、常磐、四倉支所においては各市民課）

(15) 消防関係等

● 消防団に関すること

消防本部総務課 TEL 22-0120
又は各消防署、分署、分遣所

● 消防（消火・応急手当等）訓練指導に関すること

消防本部警防課 TEL 24-3943
又は各消防署、分署、分遣所

7 その他の連絡先

税務事務所

小名浜税務事務所（小名浜花畑町 15-1）	TEL 54-2111（内）5132
勿来税務事務所（錦町大島 1）	TEL 63-2111（内）5332
常磐税務事務所（常磐湯本町吹谷 76-1）	TEL 43-2111（内）5531
内郷税務事務所（内郷綴町榎下 46-2）	TEL 26-2111（内）5732
四倉税務事務所（四倉町字西四丁目 11-3）	TEL 32-2113（内）5926

各支所市民課・総務係・市民係・市民福祉係

小名浜支所市民課（小名浜花畑町 15-1）	TEL 54-2111（内）5112
勿来支所市民課（錦町大島 1）	TEL 63-2111（内）5312
常磐支所市民課（常磐湯本町吹谷 76-1）	TEL 43-2111（内）5513
内郷支所総務係（内郷綴町榎下 46-2）	TEL 26-2111（内）5713
四倉支所市民課（四倉町字西四丁目 11-3）	TEL 32-2111（内）5913
遠野支所市民福祉係（遠野町根岸字白幡 40-1）	TEL 89-2111
小川支所市民係（小川町高萩字小路尻 19-10）	TEL 83-1111
好間支所市民福祉係（好間町中好間字中川原 29-1）	TEL 36-2221
三和支所市民福祉係（三和町下市萱字竹ノ内 114-1）	TEL 86-2111
田人支所市民福祉係（田人町旅人字下平石 191）	TEL 69-2111
川前支所市民福祉係（川前町下桶売字久保田 96-2）	TEL 84-2111
久之浜・大久支所市民福祉係（久之浜町久之浜字中町 32）	TEL 82-2111

市民サービスセンター

いわき駅前市民サービスセンター（平字田町 120）	TEL 35-0666
豊間市民サービスセンター（平豊間字洞 120）	TEL 38-2022
中央台市民サービスセンター（中央台飯野四丁目 5-1）	TEL 46-0400
江名市民サービスセンター（江名字藪倉 165-1）	TEL 55-7711
泉市民サービスセンター（泉町四丁目 13-11）	TEL 56-7244

保健福祉センター

平地区保健福祉センター（平字梅本 21）	TEL 22-1163
小名浜地区保健福祉センター（小名浜花畑町 34-2）	TEL 54-2111（内）5162
勿来・田人地区保健福祉センター（錦町大島 1）	TEL 63-2111（内）5372
常磐・遠野地区保健福祉センター（常磐湯本町吹谷 76-1）	TEL 43-2111（内）5572
内郷・好間・三和地区保健福祉センター（内郷高坂町四方木田 191）	TEL 27-8690
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター（四倉町字西四丁目 11-3）	TEL 32-2114
小川・川前地区保健福祉センター（小川町高萩字小路尻 19-10）	TEL 83-1329

各支所経済土木課

小名浜支所経済土木課（小名浜花畑町 15-1）	TEL 54-2111（内）5152
勿来支所経済土木課（錦町大島 1）	TEL 63-2111（内）5354
常磐支所経済土木課（常磐湯本町吹谷 76-1）	TEL 43-2111（内）5543
四倉支所経済土木課（四倉町字西四丁目 11-3）	TEL 32-2112（内）5932

地域包括支援センター

平地域包括支援センター（平字梅本 21）	TEL 22-1174
中央台サブセンター（中央台高久二丁目 11-2）	TEL 38-5831
小名浜地域包括支援センター（小名浜花畑町 34-2）	TEL 53-4760
泉サブセンター（泉町一丁目 8-9）	TEL 84-9460
勿来・田人地域包括支援センター（錦町大島 1）	TEL 63-2140
常磐・遠野地域包括支援センター（常磐湯本町吹谷 76-1）	TEL 43-2151
内郷・好間・三和地域包括支援センター（内郷高坂町四方木田 191）	TEL 27-8660
四倉・久之浜大久地域包括支援センター（四倉町字西四丁目 11-3）	TEL 32-2115
小川・川前地域包括支援センター（小川町高萩字小路尻 19-10）	TEL 83-1411

いわき障がい者相談支援センター

北部地域（平字梅本 21）	TEL 22-1132（内）2846・2847
小名浜地域（小名浜花畑町 34-2）	TEL 92-0415（内）5196
勿来・田人地域（錦町大島 1）	TEL 63-2111（内）5389
常磐・遠野地域（常磐湯本町吹谷 76-1）	TEL 43-2111（内）5586
内郷・好間・三和地域（内郷高坂町四方木田 191）	TEL 27-8660（内）65267

メモ

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for taking notes. The box is white and occupies most of the page below the 'メモ' header.

社会のあらゆる分野での男女共同参画を推進するため
女性役員の登用を心がけましょう。

令和7年4月発行

【編集】 いわき市 市民協働部 地域振興課

【発行】 いわき市

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

☎ 0246-22-7414